

質問項目	具体的な内容	回答
公告・冒頭	冒頭に参加申請書と記載がありますが、これは様式1の参加表明書の認識で合いますでしょうか。また、入札に関する事項（6）の通り、締切日時は5/16(金)17時までで認識合いますでしょうか	参加申請書の記載については認識のとおりです。締め切り日時も認識のとおりです。
実施要項7.（5）	別紙「仕様書」（Ⅲ、委託内容）に記載された全事項について提案書を作成すること。との記載がありますが、別紙「仕様書」とは「関川村次期防災無線システム更新工事仕様書」のことと思いますが、仕様書内に（Ⅲ、委託内容）という項目が無く、提案書に記載すべき事項が不明です。記載すべき内容について、具体的にご教示いただけますと幸いです。	別紙「仕様書」に記載された全事項について提案書を作成すること。と修正します。
実施要項8.（2）	参加人数2名までを原則とする。2名以上になる場合、事前に村に申し出ること。との記載がありますが、2名以上参加する場合の参加人数の上限はありますでしょうか。	特段上限は設けておりませんが、会場の収容人数の都合もありますので4～5名までにていただけますと幸いです。
様式5,6 業務実績体制および総括責任者、担当者名簿について	総括責任者及び担当者につきましては元請のみの記載でよろしいでしょうか。	はい、問題ありません。
仕様書3.1. 3.1.1.（3）	操作卓については、既設無線設備と接続し、現状の機能縮退することなく、全ての放送、監視制御機能について継続運用が行えるものとする。との記載がありますが、接続にあたり既設業者及び保守業者をご教示いただけますと幸いです。	既設業者及び保守業者名はOKIクロステック株式会社です。
仕様書3.4.1.（8）(ア)	ASP業者を利用し、次の配信先に対して一斉に情報を配信することが可能なこと。① 防災行政無線との記載がありますが、防災行政無線の放送についてはA S Pを経由せず、直接操作卓から放送する方式でも可能でしょうか。	はい、問題ありません。
仕様書3.3（ク）	3.3システム（ク）には撤去対象には戸別受信機と記載があり、18特記事項（5）には別途村側にて撤去を実施する為本業務の対象外とするとの記載がありますが、こちらは事業者選定後、別途本村と協議することで認識合いますでしょうか。	ご認識のとおりです。
仕様書4.4	「タブレット経由で配信内容を、音声に加え文字での発信も可能であること」と記載されているが、本記載はタブレットで配信内容を音声および文字で受信可能であれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。（タブレットから別端末やアプリへの発信機能は求められていない認識で相違ないでしょうか）	ご認識のとおりです。
仕様書4.4	「Jアラート、防災行政無線放送などをリアルタイムで視聴可能なこと」と記載されているが、各設備を経由する都合上、厳密なリアルタイム配信ではなく、多少のタイムラグは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	多少のタイムラグは問題ありません。
仕様書4.4	「履歴については、配信月、配信タグごとに分類して表示することができること」と記載されているが、本要件は管理者側画面で分類することができれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
仕様書4.4	気象庁オープンデータ（注意報や地震、土砂災害、河川洪水情報）については、配信不要と考えて問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
仕様書3.6.1（1）	防災行政無線（同報系）連携について、『本村からの一元的な情報配信と配信経路の多重化を目的として、防災行政無線（同報系）設備と相互連携できる機能を有すること』とありますが、「相互連携」とは、タブレットから防災行政無線への配信機能が必要ということでしょうか？	タブレットから防災行政無線への配信機能は、必要ありません。
仕様書3.6.2	タブレット端末のandroid OSのバージョンをご教授下さい。また、eSIM対応は必須でしょうか？その場合、費用や構築作業に関わる為、理由をご教授下さい。	OSバージョンは導入時に最新のものとしてください。eSIMについては紛失・盗難、他のタブレット等への転用を防止するためとしていますが、必須のものではありません。
仕様書3.6.4	関川村村内住民世帯および各事業所へ配布は具体的にどのような方法を想定されていますでしょうか？費用の積算に必要な為、ご教授下さい。	村側では、住民説明会の中で本人確認をした上で配布することを前提として考えております。また、住民説明会に参加できない方については市役所の窓口等での対応についても検討しております。いずれにせよ、良い方法があれば、提案をお願いしたい。
仕様書3.8.2（2）	『1か月あたり1台に対して5GBのデータ通信料を含むこと。また、月当たりの通信量が超過した場合、低速措置で通信を確保すること。』とありますが、災害時等の速やかな情報配信が必要な際に、通信量超過端末で情報遅延が発生する可能性があります。問題ないでしょうか？	通信内容は村の防災無線の音声データ及び文字データであるため、5GBの通信量で賄えるものと想定しています。
仕様書3.8.2（9）	グループ会社含めた災害時における対応能力について、過去の防災訓練の参加実績など特定の会社のみが入札参加可能な内容に見受けられます。削除もしくは条件緩和が可能かご教示をお願いします。	ご質問の部分については、【（9）グループ会社含めた災害時における以下の対応能力または、別に同程度のものを有している】としました。
実施要領4.応募資格	⑧ 新潟県内に支店又は営業所等があり、対象となる業務において、支店又は営業所等として本村での競争入札参加資格を有していること →「新潟県内にグループ会社含め支店又は営業所等があること。」という形に条件を緩和することはできないでしょうか？	要領の記載について、広く参加いただけるよう、要領・公告の記載について【新潟県内にグループ会社含め支店又は営業所等があること。】としました。